



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 井藤 晋介
(TEL. 03 - 3915 - 7722)

当社連結子会社における譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である川田工業株式会社、川田建設株式会社、川田テクノシステム株式会社及び株式会社橋梁メンテナンス（以下「当社子会社等」といいます。）において、当社子会社等の取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対するインセンティブ制度として、当社の普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的及び理由

対象取締役等に当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的としております。

2. 本制度の概要

対象取締役等は、本制度に基づき当社子会社等から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。実際に株式の割り当てを受ける対象取締役等並びに具体的な支給時期及び配分については、当社子会社等の取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の 1 株あたりの払込金額は、当該発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、本事業年度における当該払込金額の総額は 1 億円以上としない範囲で決定する予定です。

なお、本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上